

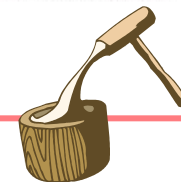
2011年 1月号

竹内総合会計事務所 通信

みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します！



TAKEUCHI ACCOUNTING OFFICE
One Stop Management 竹内総合会計事務所



あけましておめでとうございます。新しい1年が始まりました。昨年度末の税制改正大綱にて、法人税の実効税率が引き下げられた一方、所得税の控除縮小や相続税の基礎控除の引き下げ、保険金の非課税枠の見直しなどにより高所得者にとっては増税となりそうです。新年早々国会の審議の行方が気になります。世間は騒がしいですが、心機一転、今年が皆様にとってよりよい1年となりますように。何卒本年もよろしくお願いいたします。

税制改正について

先月に平成23年度税制改正大綱が公表されました。全体的に見ると法人の税金を引き下げて、個人の税金を上げるというものとなっています。その中でも特に影響のありそうなものをピックアップしました。

【法人税】・法人税率の引き下げ

法人税率を30%から25.5%へ引き下げ（中小法人は上記に加え
軽減税率(利益800万円以下の部分)を18%から15%へ引き下げ

【所得税】・給与所得控除に上限を設定

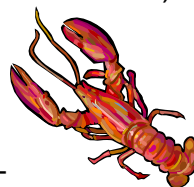
給与収入1,500万円超は控除額一律245万円
会社役員の高額報酬はさらに最大2分の1まで圧縮

・退職金の優遇税制の縮小

勤続年数5年以下の法人役員の退職金について優遇を廃止

・成年扶養控除(23歳～69歳までの扶養親族)の縮減・廃止

給与収入568万円超から段階的に控除額を縮減。(689万円以上は廃止。)



改正に向けての対策として、法人税減・所得税増となることから今までの役員報酬を増額して節税するという考えを改める必要があります。今までの報酬設定では個人の所得税の負担の方が大きくなることもあります。今後はより詳しいシミュレーションを行い報酬を設定しなければなりません。改正についての詳細やシミュレーションについては弊社担当までお問い合わせ下さい。(山崎)

書店のポイント制

「昨年が『電子書籍元年』なら11年は普及年といわれる。毎日新聞の読書世論調査では、電子書籍は「書店に行かず本を買えるから」の肯定派が34%。否定派は33%と、きつ抗している。しかし肯定派でも「紙の本は止めないで」と望む人は22%もいた。やはり本は本屋で買うもの...というわけで、本屋はポイント制度を導入し、電子書籍に対抗する。これは再販制度(値引きしない)という出版業界の長年の商慣習を打ち破った大転換で、読書好きは歓迎する。現在導入している主な書店はTSUTAYA、紀伊国屋書店、ブックオフなど大手の他、取次経路の違う鉄道各社書店や書籍類を扱う家電量販店。異色は西武百貨店で、ポイントカード「クラブオン」が利用でき、商品券でキャッシュバックされる。三省堂、TSUTAYA、紀伊国屋は独自のクレジットカードを作ればポイントが割り増しになる。」
(以上、ビズアップニュース247号より引用)

情報はお金で買うものといいますが、少しでもお得に入手できればありがたいですね。まだまだ電子書籍の発展途上の現在、ぜひ参考にしてください。
(久保)



(税金クイズ)・・・法人税法

次のうち、法人税法上、交際費とみなされないものはどれでしょう。(2つあります)

- 1.得意先との飲食代(一人10,500円)
- 2.社名入りカレンダーの配布費用
- 3.お中元・お歳暮
- 4.建設業者の入札の際の談合金
- 5.役員への渡切交際費

答えは次回の事務所通信でお伝えします。(前回の答え;2.仏壇 祭儀用のものは非課税です。(相続税法 第12条))

竹内総合会計事務所 / 有限会社ワンストップマネジメント
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番4号

TEL:06-6447-0703 FAX:06-6447-0803
メール: info@gaoffice.net HP: [竹内総合会計事務所]で検索